

2006年5月10日

各位

会社名 株式会社 クラレ
代表者名 取締役社長 和久井 康明
コード番号 3405
上場取引所 東証・大証第一部
問合せ先 CSR・IR広報室長 吉野 博明
TEL . 03 - 6701 - 1078

定款の一部変更について

当社は本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、本年6月28日開催予定の第125回定時株主総会に付議することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更(その1) ...会社法等施行に伴う変更

【変更の理由】

- (1) 変更案第4条(機関の設置)、第7条(株券の発行)及び第12条(株主名簿管理人)第1項の内容は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき、既に当社定款に定めがあるとみなされておりますが、改めて定款書面にこれを反映させるものです。
- (2) 会社法等の施行により定款で定めることが可能となる事項に関し、次の規定を新設いたします。

単元未満株式につき、管理の効率化のため、会社から経済的利益を受ける権利以外の権利の行使を制限する定めを新設いたします(変更案第10条)。

株主総会参考書類等について、インターネットを利用する方法で開示することにより株主の皆様へ提供したとみなすことが可能になったため、インターネット開示に関する規定を新設いたします(変更案第17条)。

取締役会の機動的運営のため、取締役会の議案内容につき取締役全員が書面又は電磁的記録により同意する場合に取締役会の決議があったものとみなす旨の定めを新設いたします(変更案第25条)。

将来にわたり社外監査役として有能な人材を確保するため、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の定めを新設いたします(変更案第35条)。
- (3) 上記新設条項のほか、会社法施行に伴い現行定款の内容を見直し、次のとおり変更いたします。

現在、当社は日本経済新聞に掲載する方法を公告方法としておりますが、電子公告の導入が可能となっていることから、同紙購読者以外にも広く効率的に情報提供できる電子公告を公告方法と定めることといたします(変更案第5条)。

現行定款第5条ただし書は、株式の消却が行われた場合に発行可能株式総数

(会社が発行することができる株式の総数)が減少する旨定めておりますが、会社法で、このような場合に発行可能株式総数が減少しないこととなったため、このただし書を削除いたします(変更案第6条)。

現行定款では、総会招集地を市区単位で定めておりますが、適切な会場の確保をより容易にするため、総会招集地に関する法律上の規制の撤廃を受け、招集地の範囲を都府県単位に広げることといたします(変更案第14条第2項)。

従前は法律で総会に出席する株主代理人を1名に制限できるとされておりましたが、代理人の人数制限が各会社に委ねられたため、代理人を1名とし、併せて代理権限の証明方法を明示いたします(変更案第19条)。

(4)その他、会社法施行に伴い、字句および引用条文を変更するほか、全般にわたり字句、規定および体裁を整備いたします。

【変更の内容】

別表1のとおりです。

2. 定款変更(その2) ...発行可能株式総数の拡大

【変更の理由】

現在、当社の発行可能株式総数は7億株、発行済株式総数は3億8千万株余です。当社は2006年度から3ヵ年にわたる中期経営計画<GS-21>、ならびに10年後を展望した<企業ビジョン>に基づき、積極的な設備投資や事業提携、M&Aなどを通じて、売上高1兆円企業への成長を志向してまいります。この間の資金需要に対し、資金調達、資本政策の機動性を高めることで、経営環境の変化に柔軟に対応しつつ企業価値の向上を図っていきたいと考えております。このため、発行可能株式総数を10億株に拡大する定款変更を行うことといたします。

なお、この変更は、企業価値を毀損する買収者が現れた場合の対応策の選択肢を広げる結果となることも想定されます。

【変更の内容】

別表2のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2006年6月28日(水曜日)

定款変更の効力発生日 2006年6月28日(水曜日)

以 上

(別表1) 会社法等施行に伴う定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条(商号) (略)	第1条(商号) < 現行どおり >
第2条(目的) (略)	第2条(目的) < 現行どおり >
第3条(本店の所在地) (略)	第3条(本店の所在地) < 現行どおり >
< 新 設 >	第4条(機関の設置) 当社は、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第4条(公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条(公告の方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条(株式の総数) 当社の発行する株式の総数は7億株とする。但し株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は7億株とする。 < 但書を削除 >
< 新 設 >	第7条(株券の発行) 当社は、その株式に係る株券を発行する。
第6条(自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第8条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第7条(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式の数は500株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は500株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
< 新 設 >	第10条(単元未満株式の権利制限) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが

第 8 条 (基準日)

当社は毎決算期現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項その他定款に定めがある場合の外、必要あるときは予め公告して一定の日を定め、その日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者としてすることができる。

第 9 条 (単元未満株式の買増請求)

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。

第 10 条 (名義書換代理人)

当社は株式につき名義書換代理人を置く。
名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。

第 11 条 (株式の取扱規則)

本章に定めのあるものの外、当社の株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 12 条 (総会の招集)

定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。
株主総会は、本店所在地、大阪市もしくは東京都中央区またはこれらに隣接する地においてこれを招集することができる。

< 新 設 >

できない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

< 削 除 >

第 11 条 (単元未満株式の買増請求)

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 12 条 (株主名簿管理人)

- 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

第 13 条 (株式の取扱規則)

本章に定めのあるものの外、当社の株券の種類及び株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 14 条 (総会の招集)

< 現行どおり >

2. 株主総会は、大阪府、東京都又は岡山県においてこれを招集することができる。

第 15 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 13 条 (総会の議長)

総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役が代行する。

< 新 設 >

第 14 条 (総会の決議方法)

総会の普通決議は、出席株主の有する株式の数にかかわらず、その議決権の過半数をもって行う。

商法第343条の定めによる総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 15 条 (議決権の代理行使)

株主又はその法定代理人は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

第 16 条 (議事録)

総会の議事については、議事録を作成し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印して保存する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条 (員数)

当社の取締役は 10 名以内とする。

第 18 条 (選任)

取締役は株主総会でこれを選任する。取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任は、累積投票によらない。

第 19 条 (任期)

取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 16 条 (総会の招集権者及び議長)

株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

2. 社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 17 条 (総会参考書類等のインターネット開示)

当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。

第 18 条 (総会の決議方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の有する議決権の数にかかわらず、その議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 19 条 (議決権の代理行使)

株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

< 削 除 >

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条 (員数)

< 現行どおり >

第 21 条 (選任)

取締役は株主総会でこれを選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任は、累積投票によらない。

第 22 条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 20 条 (報酬)

取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第 21 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し緊急のときはこれを短縮することができる。

< 新 設 >

第 22 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めのあるものの外、取締役会の定める取締役会規則による。

第 23 条 (代表取締役)

会社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを定める。

第 24 条 (取締役の役称)

取締役会はその決議をもって、取締役中より会長及び社長各 1 名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 25 条 (員数)

当社の監査役は 5 名以内とする。

第 26 条 (選任)

監査役は株主総会でこれを選任する。監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 27 条 (任期)

監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 28 条 (報酬)

監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第 29 条 (監査役会の招集通知)

第 23 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

第 24 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

第 25 条 (取締役会の決議の省略)

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条 (取締役会規則)

< 現行どおり >

第 27 条 (代表取締役)

取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

第 28 条 (取締役の役称)

取締役会はその決議によって、取締役の中から会長及び社長各 1 名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条 (員数)

< 現行どおり >

第 30 条 (選任)

監査役は株主総会でこれを選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条 (任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 32 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 33 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し緊急のときはこれを短縮することができる。

第 30 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めのあるものの外、監査役会の定める監査役会規則による。

< 新 設 >

第 6 章 計 算

第 31 条 (決算期)

当社の決算期は毎年3月31日とする。

第 32 条 (利益配当金)

当社の利益配当金は、その決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に支払う。

第 33 条 (中間配当金)

当社は取締役会の決議をもって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し中間配当(商法第293条の5の規定に基づく金銭の分配をいう)を行うことができる。

第 34 条 (配当金の除斥期間)

配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

以上

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第 34 条 (監査役会規則)

< 現行どおり >

第 35 条 (社外監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 36 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 37 条 (剰余金の配当の基準日)

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、期末配当を行うことができる。

第 38 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第 39 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上

(別表2) 発行可能株式総数拡大のための定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

変更前(注)	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は7億株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は10億株とする。

(注) 変更前の条文文言は会社法等施行に伴う定款変更(別表1)が承認されることを前提としております。